

1 産業廃棄物処理の経緯と現状

廃棄物の排出抑制、適正処理及び生活環境の清潔保持による生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、事業活動によって生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油など法令で定めるものは産業廃棄物として、それ以外の廃棄物は一般廃棄物として、処理されています。

産業廃棄物にあたるものは下記のとおりです。

- 産業廃棄物の種類
- ①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず⑩動植物性残渣⑪動物系固形不要物⑫ゴムくず⑬金属くず⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑮鉱さい⑯がれき類⑰動物のふん尿⑱動物の死体⑲ばいじん⑳13号廃棄物（①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの）

（参考：廃棄物の区分）



昭和45年12月25日、旧清掃法が改正され、廃棄物処理法が公布されました。その中で産業廃棄物の処理について、事業者処理の責任が明確化されています。

近年の経済活動の活発化、国民のライフスタイルの変化に伴い廃棄物の発生量が増加し、その種類も多様化しています。

一方で、最終処分場など廃棄物処理施設の確保も困難となっています。また、不法投棄等の不適正処理が大きな社会問題となるなど、廃棄物処理を取り巻く状況は極めて深刻なものとなっています。

このような背景から、廃棄物処理法は幾度となく改正が行われ、その都度、規制が強化されています。平成15年以降だけでも、廃棄物であることの疑いがある物に対する都道府県等の調査権限の拡充、未遂罪の創設など不法投棄等に係る罰則の強化、緊急時の国の調査権限の創設、廃棄物の収集運搬における目的罪の創設、環境大臣の指示権限の創設、保健所設置市に係る事務の見直し、産業廃棄物管理票制度の強化、無確認輸出に関する罰則の強化等の措置が講じられてきました。

そのほか、優良な業者を選択できるような制度作りが進められており、平成23年4月1日からこれまでの「優良制評価制度」が「優良認定制度」へと新しくなりました。これにより、産業廃棄物処理業者が申請手続きの際に、「遵法性」、「情報公開」、「環境保全への取組み」、「経理的基礎」等から認定基準に適合することが確認された場合、許可期限を5年から7年に延長できるようになりました。なお、岐阜市では令和3年3月31日現在、優良認定制度適合業者となった事業者は4事業者です。

2 産業廃棄物について

産業廃棄物は、排出事業者自らの処理が原則ですが、その適正処理を確保するために①産業廃棄物処理基準②産業廃棄物委託基準③産業廃棄物保管基準④産業廃棄物処理施設の構造基準⑤産業廃棄物処理施設の維持管理基準がそれぞれ定められており、これらの基準が遵守されるよう指導を行っています。

また、廃棄物処理法を補完するために、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」（以下「条例」という。）が施行され、土地所有者による廃棄物の不適正処理に関する監視義務、排出事業者による処理委託の確認義務、廃棄物

処理法により規制されない小規模な焼却施設に対する規制等が設けられています。

（参考：産業廃棄物の併せ処理→42 ページ）

3 法による規制

（1）産業廃棄物処理業の許可

産業廃棄物の収集運搬若しくは処分を業として行おうとする場合には産業廃棄物処理業の許可が必要になります。

岐阜市においては、平成23年4月に改正された廃棄物処理法に基づく事務合理化により許可業者数は大幅に減少し令和3年3月31日現在56事業者となっています。

令和2年度産業廃棄物処理業の許可申請件数

区分		収集運搬業			処分業				合計
		積替有	積替無	計	中間処理	最終処分	中間・最終	計	
産業廃棄物	新規	0	0	0	0	0	0	0	0
	更新	3	0	3	4	0	0	4	7
	変更	0	0	0	1	0	0	1	1
特別管理産業廃棄物	新規	0	0	0	0	0	0	0	0
	更新	1	0	1	0	0	0	0	1
	変更	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	新規	0	0	0	0	0	0	0	0
	更新	4	0	4	4	0	0	4	8
	変更	0	0	0	1	0	0	1	1
	計	4	0	4	5	0	0	5	9

産業廃棄物処理業の許可業者数

（令和3年3月31日現在）

区分	収集運搬業			処分業				計
	積替有	積替無	計	中間処理	最終処分	中間・最終	計	
産業廃棄物	19	1	20	29	0	0	29	49
特別管理産業廃棄物	3	1	4	3	0	0	3	7
合計	22	2	24	32	0	0	32	56

(2) 産業廃棄物処理施設の設置許可

産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、自らが排出する廃棄物を処理する場合、又は、他人の廃棄物を処理する場合を問わず、設置にかかる許可を受ける必要があります。

許可申請に対し、具体的には、最終処分場を設置する場合、又は、処理能力200kg/時間以上の焼却施設を設置する場合等に、構造に関する審査、生活環境影響に関する審査及び申請者の能力の審査を行います。

(3) 基準の遵守

産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理基準を遵守して産業廃棄物を処理する義務があります。

また、産業廃棄物処理施設設置者は維持管理基準を遵守する義務があります。

産業廃棄物処理施設の設置状況

(令和3年3月31日現在)

施設名	施設
木くず等の焼却施設	1
木くず・がれき類の破砕施設	15
最終処分場	4
合計	20

立入検査の実施状況

年度	H28	H29	H30	R1	R2
事業場	3,826	4,605	4,461	3,962	3,803
処理業者	276	351	301	322	336
合計	4,102	4,956	4,762	4,284	4,139

(4) 条例に関すること

① 産業廃棄物処理計画書の作成

条例第17条の規定により、一定規模以上の産業廃棄物排出事業者は、産業廃棄物処理計画書を作成するとともに、産業廃棄物管理責任者を選任し、これを提出しなければなりません。

② 県外産業廃棄物の県内搬入の届出

条例第20条の規定により、県外において発生した産業廃棄物を処分するために県内に搬入する者は、あらかじめ届出が必要です。

③ 小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出

条例第21条の規定により、産業廃棄物の処分を行うために廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設以外の施設を設置しようとする者は、あらかじめ届出が必要です。

④ 小規模廃棄物焼却施設の設置の届出

条例第28条の規定により、火床面積0.5㎡以上又は処理能力30kg/時間以上の一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却施設を設置する者は、あらかじめ届出が必要です。

条例関係の届出状況

年度	H28	H29	H30	R1	R2
処理計画書	0	5	5	3	43
県内搬入届	156	146	124	157	121
小規模処理施設	1	0	0	1	1
小規模焼却施設	1	0	0	0	0

(5) 産業廃棄物処理業者の年間取扱実績

産業廃棄物

(単位：t)

区 分	処 分 業		
	H29	H30	R1
燃 え 殻	0	0	0
汚 泥	2,915	3,433	2,607
廃 油	180	161	169
廃 酸	59	24	10
廃アルカリ	44	14	3
廃プラスチック類	10,876	9,510	10,200
紙 く ず	472	498	558
木 く ず	74,250	61,457	64,266
繊維くず	2,674	3,647	497
動植物性残さ	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0
ゴムくず	0	0	0
金属くず	3,387	1,768	3,023
ガラスくず等	18,889	35,779	38,408
鋳 さ い	135	165	170
がれき類	99,253	137,638	116,216
動物のふん尿	0	0	0
動物の死体	0	0	0
ばいじん	0	0	0
13号廃棄物	0	0	0
混合廃棄物	12,877	11,815	18,671
合 計	226,011	265,909	254,798

特別管理産業廃棄物

(単位：t)

区 分	処 分 業		
	H29	H30	R1
燃 え 殻	0	0	0
引火性廃油	79	53	5
腐食性廃酸	13	36	34
腐食性廃アルカリ	1	1	1
感染性産業廃棄物	0	0	0
特定有害廃PCB	0	0	0
特定有害PCB汚染物	0	0	0
特定有害指定下水汚泥	0	0	0
特定有害鋳さい	0	0	0
特定有害廃石綿等	0	0	0
特定有害ばいじん	0	0	0
特定有害燃え殻	0	0	0
特定有害廃油	0	0	0
特定有害汚泥	0	0	0
特定有害廃酸	0	0	0
特定有害廃アルカリ	0	0	0
13号特定有害廃棄物	0	0	0
合 計	93	90	40